

主な不法無線局の概要と妨害事例

1 不法船舶無線 ～免許を受けた船舶無線の通信などを妨害！～

船舶無線を使うためには、無線従事者資格と船舶の無線局の両方の免許が必要です。漁船やプレジャー船等の船舶が、免許を受けずに船舶無線を使用すると電波法違反となります。

船舶無線は、海岸局や船舶相互間での通信に使われ、秩序正しい通信が求められます。

不法船舶無線の中には、ルールを無視して、他の無線通信に妨害を与えるおそれがあります。

〈妨害事例〉

船舶の遭難、緊急等の通信に妨害を与えるおそれがある。

不法船舶無線による妨害



プレジャー船



漁船

2 不法アマチュア無線 ～消防・救急用などの重要な無線通信を妨害！～

アマチュア無線を使うためには、無線従事者資格と無線局の両方の免許が必要です。

不法アマチュア無線の中には、アマチュア無線用に決められた周波数帯以外の周波数を使用できるように改造して、他の無線通信に妨害を与える悪質な事例もあります。

〈妨害事例〉

重要な無線通信（警察用無線、消防・救急用無線、放送など）を妨害し、人命の安全、財産の保護等に係る活動が阻害される。

